

最高裁判決を受けて

2010年7月16日

重信 房子

本日、7月16日、最高裁判所の「上告棄却」判決を受けました。

1. 私は、主文「本件上告を棄却する」の判決を受けました

最高裁判所第二小法廷の竹内裁判長以下4人の裁判官は、2008年1月2日の私の上告申し立てに対して、2010年7月15日付で「上告棄却」の判決を下しました。この判決通告は7月16日に私のもとに届きました。

私は2000年11月8日逮捕されて以来、ずっと公判を自らの主張と交流の場としながら、今年10年目を迎えました。最高裁判所第二小法廷は、以下の文言によって、この10年間の終止符を打ちました。

上記の者に対する逮捕監禁、殺人未遂、有印私文書偽造、同行使、旅券不実記載、旅券法違反被告事件について、平成19年12月20日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中810日を本刑に算入する。

理 由

弁護人大谷恭子ほか及び被告人本人の各上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年7月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	竹	内	行	夫
裁判官	古	田	佑	紀
裁判官	須	藤	正	彦
裁判官	千	葉	勝	美

予想したとはいえ、まったく門前払いの判決です。

2. 私の公判は反テロキャンペーンの中で行われました。

私の公判は、ちょうど2001年に起きた「9・11事件」の「反テロ」キャンペーンの時代の中で進められてきました。

私の第1回公判は、2001年4月23日にはじまりました。同年の9月11日にニューヨークで無差別攻撃「9・11事件」が発生しています。ブッシュ政権は、この事件を司法にゆだねず、「反テロ」戦争を宣言し、「戦争」としてアフガンへの侵略を開始しました。アフガンからイラクへ、ブッシュ政権は、「9・11事件」を利用して、反米政権の解体をすすめました。その結果、力による支配は不寛容と無秩序と対立を世界大に拡大させてゆきました。資本主義のアメリカの自由さえ「反テロ」の名によって奪われてゆきました。

日本は、自民党小泉政権の下で、無批判に、このブッシュ政権に追随しました。そして、自ら進んで、日本はアメリカの戦略に沿って、イラクへの自衛隊派兵を行いました。さらにその流れによって、自民党は2005年には、憲法改悪案まで発表しました。「9・11事件」以降の「反テロ」キャンペーンは、また、この公判のつづいた9年間の日本の空気と環境も変えていきました。検察当局は、公判で、また、論告求刑でそれを利用し、重刑を作りあげてきました。

検察は、私の逮捕後、国家の威信と面子をかけて、70年代に「超法規的措置」を2度も強いた日本赤軍に、巧妙な報復的政治弾圧を仕掛けていきました。

長年、日本赤軍のリーダーだった私を重刑にしなければ示しがつかないといきまいて、検察は躍起になっていました。「重信は一生獄から出すなと言われていた」と、検察上層の意向と圧力を現場検察官が私ばかりか検察側証人

オリブの樹 第100号

にも何度も語っています。私が関与を認め謝罪している旅券の不正使用事件では、重刑を科すことはできません。そこで、「ハーグ事件」を手がかりに無期重刑を企てました。

「ハーグ事件」は、1974年9月13日に行われたPFLPの作戦です。PFLPの欧州の現場責任者の指揮に沿って、日本人の実行部隊がオランダのハーグにあるフランス大使館を占拠した事件です。PFLPはこの作戦によって、フランスに拘留されていた当時PFLPのボランティア兵士の日本人の釈放を求めました。この当時、私たちは、まだPFLPの指揮下で闘っており、日本赤軍という独立した組織は結成されていませんでした。

しかし、検察は、70年代の「不確かな供述調書」を利用し、さらに、私の逮捕の後から新たな供述調書を作文して、証拠を作り上げました。この70年代の「不確かな供述書」も、また、私を国際手配する目的で作られたものです。証拠にもとづいて逮捕起訴するのではなく、検察の図にあわせて、弱い立場に居る者を脅かして、証拠の供述書を作り上げるのです。

これは、昔から今に至る警察、検察の常套手段です。後述するように、検察は30年以上前のパレスチナ解放闘争の戦闘行為を現在の「無差別テロ」と意図的に同一視、結びつけて危機を煽って、裁判官に訴えていました。検察官はテロ組織のリーダーだから、やった筈だと当該事件の事実と何の関係もないエピソードや断片を「状況証拠」として並べ立てて、無期懲役を求刑しました。

それに対して、第一審法廷は、結審間近に交代した裁判長の下で、事実を踏み込んだ検証は行いませんでした。事実を精査すれば、70年代の供述書の誤りや矛盾がはっきりしています。しかし、裁判長は、供述書の断片を論拠とした検察の「やったに違いない」の筋書きにおもね、有罪判決を下しました。それらは、かつて裁判所が一度も使用してこなかった不定義な「テロ」なる用語を論告に倣って、判決文に用いたことにも表れています。

これまで、丸岡さんの公判でも、和光さんの公判でも、判決文の中で、決して使用してこなかった、法になじまない政治用語である「テロ」という語まで検察の論告に倣って、初めて使用しました。そこに、これまでの裁判所の画然とした立場を裏切る裁判官の姿勢が示されていました。

しかも、ハーグ事件の実行行為者であることを認め、その上で、殺意を否定して争っていた和光公判でも、西川公判でも、私の事件への共謀は否定して判決されています。二つのハーグ事件法廷では、私は無罪の判決を受けているのです。

私の法廷の裁判長は、仔細に調べてもどう共謀したか不明と言いつつ、有罪としてしまいました。しかし、さすがに検察求刑の無期懲役とはしえず、懲役20年という重刑判決としました。2006年2月23日のことです。

以来、控訴審、上告審とハーグ事件無罪主張を中心に争ってきました。検察も無期求刑をさらに求めて控訴していました。しかし、控訴審では、門前払いの如く内容に立ち入らず、双方の控訴を棄却してしまいました。そして、今回、最高裁判所は「上告棄却」と判決しました。

3. 司法改革を共に

現在の日本の司法は、「疑わしきは罰せず」「推定無罪」「疑わしきは被告人の利益に」という世界の人権基準にはまったく立ち遅れたままです。反対に、「疑わしきは有罪」がずっと基準の如くです。「疑わしい」被告を無罪とするのではなく、有罪判決を下すことによって、検察と裁判所が一体となって、起訴有罪率99%以上を誇っています。

政権交代を経て、司法改革が求められながら、未だ検察による「正義」の独占下にあります。訴追権を独占し、起訴有罪率99%以上という現実、日本の司法が検察の独裁下にあることを示しています。昨年明らかになった「足利事件」の冤罪問題や、免訴に抗して実質無罪判決を長い闘いの末に勝ち取った「横浜事件」は、こうした立ち遅れた司法に風穴を開けました。大きな事件に限らず、こうした冤罪や事実と合わない判決は、今もくり返されているのです。厚生労働省の村木元局長の公判でも、検察の物語に合わせて、冤罪が作られている様を示しています。このように起訴されたら、公正な裁判は期待できません。「推定有罪」によって、証拠開示も公判も進みます。裁きは、裁判官よりも検察官の裁量によって決定されています。

ことに、公安事件や政治犯に対しては、私のみならず、他の被告に対しても、偏見と先入観による不当な判決が科されています。国家に楯突いたこうした被告には、公正な裁きはなされず、不当に罪を最大化した重刑が科され、さらに仮釈放も認めようとしません。連合赤軍事件などの無期懲役の受刑者たちは、すでに38年を超えて獄に繋がれています。無期刑は、刑法に反して、終身刑のごとく緩やかな死刑として運用されています。この国では、「犯罪被害者」も被告も、また受刑者も、人権が無視されたままです。

こうした「オールマイティ」の検察の厳罰化の中で、世論も事件も作られています。「日本赤軍はあれだけのことを

オリーブの樹 第100号

したのだから、リーダーだったらやられても当然」というマスコミと検察の足並みを揃えた風潮は、国民に一方的な物語を信じさせてしまいます。社会も、そうした一方的な流れを鵜呑みにせざるを得ません。冤罪を訴える正当な訴えも、人々にはなかなか届きません。

国家や国際社会に異議申し立てをした者だからと言って、権力の恣意による世論操作や不当な重刑が許されて良いはずはありません。冤罪・国策捜査・不当な裁判・重刑判決に対して権利をしっかりと訴えることによって、一方的政治弾圧を正していかなければならないと思っています。このことによって、国際的に見てひどい立ち遅れにある、日本における「犯罪」被害者、被告、受刑者すべての人権状況を一步でも克服・改善していきたいからです。

日本赤軍は、長い活動の中で、不十分な闘いや過ちや失敗を犯しています。また、私の逮捕によって、共にあるべき方々に多くの有形無形の被害を与えてしまいました。にもかかわらず、逮捕以来多くの方々の支え・励ましの中で、この10年近い公判を闘うことができました。

皆様の友情や励ましは、いつも私が多くの人々と共に闘っていることを実感させ、勇気も力もくれました。だからこそ、また、振り返る私や私たちのパレスチナ解放闘争と連帯し闘ってきた日々を誇りとして語る事ができました。謝罪と共に、心からの感謝を伝えます。

今、わたしは最高裁判決によって刑が確定し、これから皆さんと断絶された環境へと旅立ちを強いられます。けれども、これまでの闘いの誇りと皆さんとの友情と連帯の絆を抱きしめて共に進みます。そして、また必ず新しい変革の道を皆さんと共に、さらに進みます。

まだ最後まで「異議申し立て」をつづけるつもりですが、これまでの支援・協力を感謝し、判決をここにお知らせします。

(編集室註 最高裁の通告書には「判決」ではなく、「決定」とあります)